

JTA マイナンバー (JPIN) 関連規程改正の件

改正 (案)

* 赤字は説明文。取り消し線と黄色マーカーは削除部分、下線と太字斜体青字は訂正、変更、追加挿入文

2026 年

目次修正 (P2)

目次

第2 部 JTA 公式トーナメント管理関連規則

1. JTA 公式トーナメント管理規程 54-65
JTT、J1、J2 大会管理細則 66-72
JTA ジュニアランキング対象大会管理細則 73-85
日本ベテランツアー (JVT) 管理規程細則 90- 98
全日本ベテランテニス選手権管理細則 ~~99-100~~
JVT 大会 開催要項作成のガイドライン 101
2. スペシャルイベント管理規程 86-89

第3 部 JTA 公式トーナメント競技関連規則

1. JTA 公式トーナメント競技規則規程 105-129
2. JVT の競技規則 ~~130-131~~

第4 部 JTA 公式トーナメント コード オブ コンダクト

1. コード オブ コンダクト (JTA 公式大会共通)

134-142

2. [JTA](#) ランキング対象大会でのコード 143-145
3. 日本ベテランツアー大会（JVT）でのコード 146-149
4. 国民スポーツ大会・全日本都市対抗テニスでのコード

150

第5部 ランキング関連規則

1. [JTA](#) 一般ランキング細則 154-158
2. ベテラン [JOP](#) ランキング細則 159-166
3. JTA ジュニアランキング細則 167-173

－ 2 －

※ページ数についてはルールブック 2025 のページ数

修正 (P53)

JTA 公式トーナメント管理関連規則

第2部 JTA 公式トーナメント管理関連規則

1. JTA 公式トーナメント管理規程 54
JTT,J1,J2 大会管理細則 66
JTA ジュニアランキング対象大会管理細則 73
日本ベテランツアー（JVT）管理規程 [細則](#) 90
[全日本ベテランテニス選手権管理細則](#) 99
JVT 大会 開催要項作成のガイドライン 101
2. スペシャルイベント管理規程 86

－ 53 －

※ページ数についてはルールブック 2025 のページ数

JTA 公式トーナメント管理規程

推奨トーナメントの削除

P54（定義） 第2条 公式トーナメントとは、次の各号の1つに該当するものをいう。ただし、個々のトーナメントにおいて「全日本」「全国」「JAPAN」「公式トーナメント」という名称を使用してはならない。

1) 主催トーナメント

1. JTAが理事会の決議により直接開催するもの
2. 地域または都府県テニス協会がJTAに申請の上開催するもの

2) 主管トーナメント

JTAと密接な関係のある団体が国内で主催するトーナメントを、その依頼によりJTAが実施するもの

3) 公認トーナメント

トーナメント主催者（以下主催者という）からの申請により、JTAがその開催を認めたもの

4) 後援トーナメント

JTAと密接な関係にある団体が主催するトーナメントを、その開催主旨に賛同してJTAが後援するもの

5) 推奨トーナメント

主催者からの申請により、その開催主旨に賛同してJTAが推奨するもの

申請方法とトーナメントの分類変更

P54

（申請）

第3条

本規程第2条に定める公式トーナメントのうち、3) 4) ~~5)~~に定めるトーナメントとして認められるためには、大会主催者は、JTA が構築するシステム上で以下の手順で申請を行い、JTAによる承認を得なければならない。

1) 公認トーナメントの申請

一般大会 (JTT、J1、J2 大会)	<u>本規程第34条（附則）により別途定められた手順によって申請手続きを行う。</u>
---------------------	---

ベテラン大会	
ジュニア大会	
その他のトーナメント	上記以外のトーナメント（ <u>国際大会</u> 、ジュニア大会、チーム対抗戦等）について公認を得るには、トーナメント開催前年の 11 月 30 日までに、大会趣旨や実施概要を説明した資料等を添付し JTA まで申請しなければならない。

2) 後援または推奨トーナメントの申請

後援または推奨トーナメントとしての承認を得たい大会主催者は、トーナメント開催前年の 11 月 30 日までに、所定の方法にて申請書および大会趣旨や実施概要を説明した資料等を添付し JTA まで申請しなければならない。

承認手続きの流れを変更

P55

(承認)

第 4 条

1) 期限内に JTA に提出された 所定の方法にて手続きが行われた 申請について、都道府県テニス協会及び地域テニス協会を経て、JTA は承認の可否を判定する。

2) 期限後の申請については、別途 JTA が承認の可否を判定する と協議し、所定の方法にて手続きを行う。

3) 承認手続きについての詳細は、それぞれの管理規程の定めに従う。

文中の J T A（全角）と JTA（半角）に変更（他の文言も同様）

P55

(承認の取り消し)

第 5 条

JTA JTA に申請された内容と、大会の実態に相違があることが分かった場合で、その相違が生じたことによりその大会の趣旨や意義が喪

失または変質したと判断された場合、JTA はその承認を、大会開催の前後に関わらず取り消すことがある。

システムに変わるため、文言削除

(期限後の申請・変更)

第8条 申請書提出期限後の申請は、日程、規模、内容等を考慮の上、承認することがある。また、申請した内容に変更が生じた場合は、JTA に速やかに連絡しなければならない。

承認料の金額変更及び税別表示

P56

(承認料)

第9条

承認料は、システムを通じて請求され、次のとおりとする。

1) 国内大会 (税別)

<u>一般大会 (JTT)</u>	<u>100,000 円</u>
<u>一般大会 (J1、J2 大会)</u>	<u>10,000 円</u>
<u>ベテラン大会</u>	<u>8,000 円</u>
<u>ジュニア大会</u> <u>(オープン)</u>	<u>8,000 円</u>
<u>ジュニア大会</u> <u>(クローズド)</u>	<u>4,000 円</u>
<u>その他のトーナメント</u>	<u>上記に該当しないものについては、その都度審議する。</u>

2) 国際大会 (税別)

<u>JTA 主催大会</u>	<u>なし</u>
-----------------	-----------

<u>男女国際大会（賞金付き）</u> <u>地域および都府県協会主催あ</u> <u>るいは共催大会</u>	<u>50,000 円</u>
<u>男女国際大会（10 万ドル以下）</u>	<u>賞金総額の 5 %（上半期は前年 10</u> <u>月末日、下半期はその年の 1 月末</u> <u>日の円換算レート）</u> <u>※下限：50,000 円</u>
<u>男女国際大会（10 万ドルより大</u> <u>きい賞金総額）</u>	<u>賞金総額の 8 %（上半期は前年 10</u> <u>月末日、下半期はその年の 1 月末</u> <u>日の円換算レート）</u>
<u>ITF・ATF ジュニア国際大会</u>	<u>15,000 円</u>
<u>ITF ベテラン国際大会</u>	<u>15,000 円</u>
<u>ITF ビーチ国際大会</u>	<u>15,000 円</u>
<u>上記に該当しないもの</u>	<u>上記に該当しないものについて</u> <u>は、その都度審議する。</u>
9 条の変更に伴い、文言削除 （承認料の返還） 第 10 条 <u>JTA</u> および都道府県協会が納付を受けた承認料は、申請が却下された場合を除き、返還されることはない。 文言の軽微な修正 （参加資格） 第 11 条 公式トーナメントの参加資格者は、<u>原則として JTA</u>、地域テニス協会、都府県テニス協会およびその傘下団体、JTA 協力団体、およびその傘下団体等へ所属している者。	

文言の修正及び JPIN 運用経費の追加

P57

(参加料)

第 13 条

- 1) 主催者は、そのトーナメントへの参加希望者から参加料を徴収することができる。
- 2) 主催者は、参加料徴収に関して、プレーヤーによってその額を差別してはならない。
- 3) 参加料が必要なトーナメントの主催者は、各大会の開催要項に参加料の支払い方法及びレイトウイズドローに関する返金 条件について明記しなければならない。
- 4) **JTA** JTA が指定するワンコイン制度適用大会では、上記の参加料に加えて、主催者は 100 円をワンコイン制度として 1 種目 1 エントリーごとに徴収し、ワンコイン制度金として、大会終了後、**または半期分をとりまとめの上 JTA** JTA に 所定の手続きで報告を行い、書を添え 納めなければならない。 (2026 年度より施行予定)
- 5) プレーヤーゾーンを利用して大会を運営する主催者は、JPIN 運用経費として、400 円 (税別) を 1 種目 1 エントリーごとに徴収し、大会終了後、JTA に所定の手続きで報告を行い、納めなければならない。

ベテランに関する記述を追加

P59 (ドロウの規模) 第 17 条

- 1) 公式トーナメントにおける本戦ドロウサイズは、シングルスは最低 16 ドロウサイズとし、ダブルスは最低 8 ドロウとする。シングルス 8 ドロウ以下、ダブルス 4 ドロウ以下になる場合、公式トーナメントの対象とはならない。
- 2) 予選のドロウサイズの最低数は、本戦ドロウと同数またはそれ以上とする。
- 3) ダブルスのドロウサイズはシングルスの半分とする。
- 4) 主催者は、承認を得た後で、やむを得ない事情であることを JTA が認めた場合に限り、申請書に記載したドロウの規模を本規程第 17 条 1) の範囲内で縮小することはできる。ただし、本規程第 14 条 3 項による、賞金総額増額に伴うドロウ規模の拡大についてはこの限りではない。
- 5) ただし、ジュニアとベテランについては各細則に従い、JTA が特別に認めた場合にはこの限りではない。

ドローの構成について例外のケースについて記載

(ドローの構成)

第18条 公式トーナメントにおけるドローの構成は、以下の構成表のとおりとする。ただし、全日本テニス選手権大会については大会要項に別途定める。表中の DA/ Q /WC/SE/QA/QWC の詳細については、第3部 JTA 公式トーナメント競技規程 4. アクセプトランスリストの構成を参照。ただし、ジュニアとベテランについては各細則に従い、JTA が特別に認めた場合にはこの限りではない。

シングルス 本戦ドロー	DA	Q	WC	SE	シングルス 予選ドロー	QA	QWC
16	9-11	4	1	0-2	16	14	2
24	14-16	6	2	0-2	24	21	3
32	19-21	8	3	0-2	32	28	4
48	30-32	12	4	0-2	48	42	6
64	40-42	16	6	0-2	64	56	8
96	63-65	24	7	0-2	96	84	12
128	86-88	32	8	0-2	128	112	16

ダブルス 本戦ドロー	DA	Q	WC	ダブルス 予選ドロー	QA	QWC
8	6	2	0	8	7	1
12	8	3	1	12	11	1
16	11	4	1	16	14	2
24	16	6	2	24	21	3
32	21	8	3	32	28	4
48	32	12	4	48	42	6
64	43	16	5	64	56	8

タイトルの修正、JTA 公式トーナメント管理関連規則の規程内の条項のため

P60

(競技規則定)

第 20 条

文言の軽微な修正

(ランキング資料)

第 21 条 公式トーナメントの種類、規模、内容に応じて、参加したプレーヤーの成績は、JTA ランキングの資料とする。に反映される。

記載箇所の変更、大会終了後の結果報告の流れについて記載

(報告書提出の義務)

第 22 条 主催者は、レフェリーと協力してランキング集計のために、トーナメントの終了後 7 日以内速やかに 試合結果を 報告する。と、協会所定の報告書を、JTA トーナメント委員会に提出しなければならない。ディレクターは、所定の方法にて大会報告を提出し、都道府県テニス協会及び地域テニス協会を経て、JTA は確認する。承認の可否を判定する。

主催者の義務の公示物にホームページを追加

(主催者の義務)

第 23 条

- 1) 主催者は、トーナメントの開催に関する財政上、運営上の全責任を負うものとする。
- 2) 主催者は、その得た承認の内容（主管、公認、後援または推奨）を、当該トーナメントが発行するあらゆる公示物（トーナメント要項、PR 物、プログラム、場内タイトル看板、ホームページ等）に明記しなければならない。

IT システム利用について記載

(IT システムの利用)

第 29 条

1) 主催者は、JTA が管理・提供する IT システムを活用して大会運営を行う。このシステムを用いて提供される仕組み全体を「JTA マイナンバー (JPIN) (ジェーピン)」と称する。

JTA マイナンバー (JPIN) の各システムの名称および説明は以下の通り。

① 選手向けウェブサイト（呼称：JTA プレーヤーゾーン、

URL : <http://jta.tournamentsoftware.com/>)

トーナメント情報の閲覧、試合結果の閲覧、ランキングの閲覧、オンライン

エントリーおよびウィズドローの受付等、JTA 公式トーナメントに出場する選手向けの各種情報とサービスを提供するウェブサイト。

② トーナメント運営用ソフトウェア（呼称：トーナメントプランナー）

JTA プレーヤーゾーンからの参加希望選手のデータダウンロード、アクセプタンスリストの作成、ドロー作成、オーダー・オブ・プレー作成、各試合の結果入力、JTA への大会結果報告、JTA プレーヤーゾーンへの情報アップロード等、レフェリー業務を行うためのソフトウェア。

③大会・所属先管理ポータルサイト（呼称：JTA-Membership、URL : <https://jta-membership.jp/>)

公式トーナメントの申請、報告、所属先団体の閲覧など大会主催者及び地域・都道府県テニス協会向けの管理を行うためのポータルサイト

2) JPIN 利用料は、1 大会あたり一律 15,000 円（税別）とする。

条番号の繰り下げ

（ボール）

第 29~~30~~ 条 公式トーナメントの使用球は JTA 公認球でなければならない。

コードオブコンダクトについて明記

（コード オブ コンダクト）

第 31 条

公式トーナメントは、JTA ルールブック記載の「第 4 部 JTA 公式トーナメント コード オブ コンダクト」を採用しなければならない。

軽微な文言修正

（罰則）

第 30~~32~~ 条 この規程に違反したトーナメント及び主催者は、次回からの承認を取り消し、またはランキング資料からの除外等の処分を受けることがある。

規程のため理事会決議に変更

(改廃) 第 31~~31~~33 条

この規程の改廃は、JTA 常務理事会 理事会 の議決を経て行う。

軽微な文言修正

(附則) 第 32~~32~~34 条

この規定~~程~~の施行に関し必要な事項は、常務理事会の議決による細則等による。

平成 25 年 3 月 1 日 改正

平成 26 年 3 月 1 日 改正

平成 27 年 3 月 1 日 改正

平成 30 年 1 月 21 日 改正

令和 6 年 1 月 31 日 改正

令和 7 年 1 月 31 日 改正

令和 7 年 9 月 10 日 改正

JTT、J1、J2 大会管理細則

規則制定の手引きに伴い、条のタイトルの体裁及び軽微な文言修正

(目的)

第 1 条

この細則は、公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という。）公式トーナメント管理規程第 32~~32~~4 条（附則）に基づき JTT、J1、J2 大会の運営に必要な事項を定め、よって我が国における公正~~な~~競技環境の構築に資することを目的とする。

タイトルの体裁修正

(定義)

第 2 条

タイトルの体裁修正

(主催者)

第3条

承認料の金額変更、タイトルの体裁修正

P66

(申請手続きおよび承認料納付)

第4条

JTT、J1、J2 大会として、JTA の公認を希望する主催者は、以下の手順に従って申請手続きを行い、承認料を納付しなければならない。

1) JTT 大会

主催者は当協会所定の申請方法にて、大会開催前年度の 11 月 30 日までに、JTA 宛てに申請する。また JTA 公式トーナメント管理規程第 9 条の定めに従い JTA 宛てに承認料を納付するものとする。

2) J1 大会・J2 大会

① 主催者が地域・都府県テニス協会の場合

主催者は当協会所定の申請方法にて、大会開催前年度の 11 月 30 日までに JTA 宛てに申請する。

② 主催者が任意の団体または個人である場合

主催者は当協会所定の申請方法にて、大会開催前年度の 11 月 30 日までに、JTA 宛てに申請する。また JTA 公式トーナメント管理規程第 9 条の定めに従い、管轄都道府県協会宛てに承認料を納付するものとする。

3) 申請内容の修正・申請の取り下げ

既に申請し承認された大会の申請内容をやむを得ず修正、または申請自体を取り下げる必要が生じた場合、主催者はその時点で速やかに、かつ、遅くとも大会開催初日 12 週間までに JTA トーナメント委員会 JTA 国内大会委員会一般大会専門部 までその旨連絡しなければならない。事情を勘案し JTA が認めた場合に限り、申請内容の修正、および、申請の取り下げができるものとする。

4) 締切後の申請

締切が過ぎた後になって新たに公認申請する必要が生じた場合、主催者はその時点で速やかに、かつ、遅くとも大会開催初日 12 週間までに、JTA トーナメント委員会 JTA 国内大会委員会一般大会専門部 までその旨連絡しなければならない。事情を勘案し JTA が認めた場合に限り、申請できるものとする。

タイトルの体裁修正、承認内容の修正

P67

(承認手続き)

第5条

1) JTT大会

JTAは主催者より期限内に提出された申請書について内容の確認を行う。申請内容に不備等があった場合は、JTAは主催者に連絡し修正を依頼する。申請内容に問題がなければ、当該大会はJTT大会として承認され、JTAはプレーヤーゾーンに大会情報を掲載する。

2) J1、J2大会

① 地域・都府県テニス協会主催大会の場合

JTAは、各協会より期限内に提出された申請書について内容の確認を行う。申請内容に不備等があった場合は、JTAは主催協会に連絡し修正を依頼する。申請内容に問題がなければ、当該大会はJ1、J2トーナメントとして承認され、JTAはプレーヤーゾーンに大会情報を掲載する。

② 郡市区町村テニス協会または任意の団体・個人による主催大会の場合

JTAは、郡市区町村テニス協会または任意の団体・個人の主催者より期限内に提出された申請について内容の確認を行う。申請内容に不備等があった場合は、JTAは主催者に連絡し修正を依頼する。申請内容に問題がなければ、当該大会はJ1、J2トーナメントとして承認され、JTAは、プレーヤーゾーンに大会情報を掲載する。また、JTA公式トーナメント管理規程第9条の定めに従い開催地の都道府県テニス協会に承認料を納付するものとする。

JTA 公式トーナメント管理規程に移動のため削除

第6条 (ITシステムの利用)

1) 主催者は、JTAが管理・提供するITシステムを活用して大会運営を行う。このシステムを用いて提供される仕組み全体を「JPIN (ジューピン)」と称する。

JPINの各システムの名称および説明は以下の通り。

① 選手向けウェブサイト (呼称：JTA プレーヤーゾーン、

URL：<http://jta.tournamentsoftware.com/>)

トーナメント情報の閲覧、試合結果の閲覧、ランキングの閲覧、オンライン
エントリーおよびウィズドローの受付等、JTA 公式トーナメントに出場する選手
向けの各種情報とサービスを提供するウェブサイト。

② トーナメント運営用ソフトウェア（呼称：JTA トーナメントプランナー）

JTA プレーヤーゾーンからの参加希望選手のデータダウンロード、アクセプトانسリストの作成、ドロー作成、オーダー・オブ・プレー作
成、各試合の結果入力、JTA への大会結果報告、JTA プレーヤーゾーンへの情報アップロード等、レフェリー業務を行うためのソフトウ
ェア。

2) JPIN 利用料は、1 大会あたり一律 15,000 円（税別）とする。

以降、条番号は繰り上げ

説明について加筆修正、タイトルの体裁修正

(参加資格)

第 6 条

「JTA 公式トーナメント管理規程」 第 11 条に加え、JTT、J1 (オープン大会)、J2 大会は JPIN JTA プレーヤーゾーンにて JPIN を取得
し、選手登録をした者。

説明について加筆修正、タイトルの体裁修正

(トーナメント日程の制限)

第 7 条

- 1) 全日本テニス選手権大会と同一大会週に、JTT 大会および J1 大会を開催することは認めない。
- 2) 同一大会週に、同一地域内で、JTT 大会とグレードが J1-3 以上の J1 大会、またはグレードが J1-3 以上の J1 大会同士を重複して開
催することは、原則として認めない。
- 3) グレードが J1-2 以下の J1 大会および J2 大会は、同一大会週、同一地域内での開催を認める。
- 4) 賞金つき大会での予選は、本戦開催週と同週または連続した週に行う。特別な理由がある場合は、その都度 トーナメント委員会 JTA 国
内大会委員会一般大会専門部で審議する。

説明について加筆修正、タイトルの体裁修正

(起算日の設定)

第 12 条

トーナメント運営日程に関する各種期日を統一するための「起算日」を以下のとおり設定する。

- 1) 大会週の前週土曜以降に予選を開始する大会、または予選がない大会
大会週の月曜日を起算日とする。
- 2) 大会週の前々週の土曜以降から前週の金曜以前までに予選を開始する大会
大会週の前週の月曜日を起算日とする。
- 3) 大会週の前々週の金曜以前までに予選を開始する大会

適切な起算日は、事前にトーナメント委員会 JTA 国内大会委員会一般大会専門部 の承認を得て設定する。

文言の修正、タイトルの体裁修正

(JTT、J1、J2 大会の管理)

第 17 条

- 1) 地域・都道府県テニス協会は、J1、J2 大会主催者が承認申請 した内容および規則書 どおりにトーナメントを運営しているかを点検するなどの管理を行う。
- 2) JTA は、JTT 大会主催者が承認申請 した内容および規則書 どおりにトーナメントを運営しているかを点検するなどの管理を行う。

文言の修正、タイトルの体裁修正

(改廃)

第 18 条

この細則の改廃は、常務理事会の議決を経て行う。

附則 1 この 改正 細則は、平成 30-令和 7 年 94 月 111 日より施行する。

平成 25 年 3 月 1 日 改正

平成 26 年 3 月 1 日 改正

平成 27 年 3 月 1 日 改正

平成 28 年 3 月 1 日 改正

平成 30 年 1 月 12 日 改正

令和 7 年 1 月 14 日 改正

令和 7 年 9 月 10 日 改正

JTA ジュニアランキング対象大会管理細則

タイトルの体裁及び条番号変更

(目的)

第 1 条

この細則は、公益財団法人日本テニス協会（以下、「JTA」という。）公式トーナメント管理規程第 34 条（附則）に基づき、ジュニア大会の運営に必要な事項を定め、よって我が国における公正なテニス競技環境に構築に資することを目的とする。

タイトルの体裁修正

(目標等)

第 2 条

タイトルの体裁変更、大会区分の変更、オープン大会を記載

(定義)

第 3 条

本細則のもとで開催される大会は、JTA 公式トーナメント管理規程 第 2 条 3)に定義する公認トーナメントのうち、以下に該当する、7 歳～18 歳のジュニア選手が参加し、JTA ジュニアランキングの対象となる大会（以下 JTA ジュニアランキング対象大会）とする。

1. JTA 登録ジュニア選手であれば自由に参加することのできる大会（以下オープン大会）。

2. JTA 公式トーナメント管理規程第 11 条および JTA ジュニアランキング対象大会管理細則第 7 条の参加資格以外に独自の参加資格の制限を設けている大会（以下クローズド大会）。

（独自の参加資格制限の例：特定の都道府県協会の登録選手であること等）

1. A 大会

(別表 1 及び 2 に示す、JTA が主催および共催する大会、以下 A 大会)

① JTA 主催大会 (別表 1 に示す大会)

② JTA 共催大会 (別表 2 に示す大会)

2. B 大会

① 地域テニス協会主催大会

(別表 1 に示す大会につながる地域テニス協会主催の予選大会)

② 地域テニス協会が特例として認めた大会

3. C 大会 (都府県、北海道ブロッククローズ大会)

① 都府県協会主催、北海道ブロックテニス大会

(別表 1 に示す大会につながる都府県協会主催・北海道ブロック大会の予選大会)

② 都府県、北海道ブロックテニス協会が特例として認めた大会

4. D 大会 (オープン大会)

① JTA 公認大会

(JTA または地域テニス協会等が主催する、JTA が承認した大会)

(D-1～D-3 グレード) (ポイント表 G1～G3 適用)

② 地域・都府県テニス協会公認大会

(地域・都府県テニス協会等が主催する、地域テニス協会が承認した大会)

(D-4～D-14 グレード) (ポイント表 G4～14 適用)

③ 都府県テニス協会公認大会

(都府県テニス協会等が主催する都府県テニス協会が承認した大会)

(D-15～D-17 グレード) (ポイント表 G15～17 適用)

1. A 区分大会

① JTA 主催大会 (別表 1 に示す大会、以下 A1 大会)

② JTA 公認大会 (別表 1 に示す大会につながる地域テニス協会主催の予選大会及び JTA が特に認めた大会、以下 A2 大会)

③ JTA 共催大会（別表 2 に示す大会、以下 A3 大会）

2. B 区分大会

① 地域・都府県主催大会（別表 1 に示す大会につながる都府県テニス協 JTA ジュニアランキング対象大会管理細則会主催の予選大会及び地域協会が特に認めた大会、以下 B1 大会）

② 地域・都府県公認大会

3. A2 大会及び B1 大会の内、別表 1 に示す大会につながる予選大会は、JTA ジュニアランキング対象大会としなければならない。

4. 別表 2 に示す大会につながる予選大会は、JTA ジュニアランキング対象大会とすることができる。

第 24 条へ移動。

第 4 条（IT システムの利用）

IT システムの利用については、JTA 公式トーナメント管理規程 JTT、J1、J2 大会管理細則に準ずる。ただし、JTA ジュニアランキング対象大会については、JTA プレーヤーゾーンにおけるオンラインエントリー及びオンラインウォズドローは 2026 年導入予定とする。

主催者の定義を記載、タイトルの体裁変更

（主催者）

第 4 条

JTA ジュニアランキング対象大会（A～D 大会）主催者は、以下のいずれかに該当していなければならない。

① JTA・地域テニス協会・都府県テニス協会

② 上記協会に加盟している任意の団体および個人

申請手続きおよび承認料納付方法について追記する。タイトルの体裁修正

（申請手続きおよび承認料納付）

第 5 条

JTA 公式トーナメント管理規程第 3 条（申請）および第 9 条（承認料）に準ずる。

承認手続きについて追記する。タイトルの体裁修正。

(承認手続き)

第6条

JTA 公式トーナメント管理規程4条（承認）に準ずる。

第4～6条追加による項目番号修正、大会区分修正：A1大会 → A大会、タイトルの体裁修正。

(参加資格)

第7条

1. JTA ジュニアランキング対象大会への参加資格は、以下のとおりとする。JTA ジュニアランキング対象大会に出場する選手は、「JTA ジュニア選手登録基準」により都道府県テニス協会への選手登録を通じて、JTA ジュニア選手登録を行い、JTA 選手登録番号を取得しなければならない。ただし、別表2に示す大会において、JTA ジュニアランキングポイントを必要としない選手はその限りではない。
2. 都道府県テニス協会へのJTA ジュニア選手登録手続きを行った時点で、参加資格を取得したものとみなす。
3. JTA ジュニアランキング対象大会に出場できるのは、当該大会本戦初日の実施される年の12月31日までに満7歳の誕生日を迎える選手に限る。ただし、同条件下で満10歳までの選手に対するランキングポイント算入には別表5に示す制限を設けるものとする。また、A1大会の都道府県予選に該当する大会の中で、A1大会が開催される前年中に開催する大会に限り、A1大会が開催される年の12月31日までに満7歳の誕生日を迎える選手は出場することができる。
4. A1大会に参加する選手は、日本国籍を有することを原則とする。ただし外国人で、本大会開催初日を起点として、過去引き続き12ヶ月以上日本に在住している者はこの限りではない。
5. A1大会に参加する選手は、原則として地域ジュニアテニス選手権大会に出場し、地域テニス協会が推薦した者とする。ただし MUFG ジュニアについては都道府県予選に出場し、都道府県協会が推薦した者とする。
6. A1大会におけるシングルスとダブルスおよびダブルスのペアは、WC 対象選手を除き、同一地域協会が推薦した者とする。
7. 海外留学中の選手については、選考委員会において出場の可否を検討し決定する。選考資料は、選考日の30日前にJTA 必着とする。
8. A～D大会は、同一大会内においてシングルスとダブルスは同じ年齢区分の種目に出場しなければならない。
9. 上記に記載のない点については「JTA 公式トーナメント管理規程」第11条（参加資格）に準ずる。

オープン大会の開催日程の制限を追加。

(トーナメント日程の制限)

第8条

- 1) A大会 (G1～G3) と同一大会週に、D1～D10の大会を開催することは認めない。
- 2) B大会 (G4～G8) と同一大会週におけるD大会の開催は、JTAおよび地域協会との事前協議の上申請を認める。
- 3) D大会の地域・都府県クローズド大会 (参加を制限する大会) としての開催は、都府県2大会、地域1大会までとする。また、その大会のグレードは、同条件のオープン大会のグレードから3グレード下とする (例：G10 → G13)。

第6条追加により削除

第6条 (大会の申請・承認)

JTAジュニアランキング対象大会 (A・B区分大会) を開催する主催者は、JTAが別途定める方法によりジュニアランキング対象大会としての承認申請を行う。JTAは、申請のあった大会についての内容を検討し、承認の可否を判定する。申請内容に問題がなければ、当該大会はJTAジュニアランキング対象大会として承認され、カレンダー等において公式に発表する。

4～6条追加による項目番号修正 大会区分の変更により修正、タイトルの体裁修正

(ドローの規模および構成とフォーマット)

第9条

JTAジュニアランキング対象大会における本戦ドローサイズは、シングルスは最低16ドローサイズとし、ダブルスは最低8ドローとする。シングルス8ドロー以下、ダブルス4ドロー以下になる場合、ランキング付与の対象とはならない。

1. A大会 (JTA主催大会)

ドロー規模および構成は、別表3に示す。

2. B・C・D大会

ドロー構成は「JTA公式トーナメント管理規程」第18条 (ドローの構成) を基準とし、大会毎に定める。

3. D大会におけるグレード別のドローの規模およびフォーマットは、別表6に示す。

1. A区分大会

① JTA 主催大会 (A1 大会)

ドロー規模及び構成は、別表 3 に示す。

② JTA 公認大会 (A2 大会)

ドロー構成は「JTA 公式トーナメント管理規程」第 18 条 (ドローの構成) を基準とし、大会毎に定める。

2. B 区分大会

ドロー構成は「JTA 公式トーナメント管理規程」第 18 条 (ドローの構成) を基準とし、大会毎に定める。

トーナメント要項について追記

(トーナメント要項)

第 10 条

トーナメント要項は主催者が大会本戦の 3 カ月前までに JTA に提出の上、大会主催者が発表する。

4～6, 10 条追加による条番号修正

(大会週)

第 11 条

本戦初日が月～木曜日なら同じ週、本戦初日が金～日曜日なら次の週を、を大会週とする。ただし、土日のみの 2 日間で終了する大会は、終わった週を大会週とみなす。 週の数え方は、最初の木曜日を含む週をその年の第 1 週とすることを基本とするが、ITF の国際カレンダーに倣う。週の始めは月曜日とする。

起算日の設定について追記

(起算日の設定)

第 12 条

トーナメント運営日程に関する各種期日を統一するための「起算日」を以下のとおり設定する。

1) 大会週の前週土曜以降に予選を開始する大会、または予選がない大会

大会週の月曜日を起算日とする。

2) 大会週の前々週の土曜以降から前週の金曜以前までに予選を開始する大会

大会週の前週の月曜日を起算日とする。

3) 大会週の前々週の金曜以前までに予選を開始する大会

適切な起算日は、事前に JTA 国内大会委員会ジュニア大会専門部の承認を得て設定する。

(トーナメント運営日程の統一) について追記

(トーナメント運営日程の統一)

第 13 条

第 12 条に定める起算日を基準として、トーナメント運営上の各種締切日を以下のとおり統一する。ただし、当面 A・B・C 大会については、大会要項に記載する。

1) オンラインエントリー受付期間

起算日の 11 週前の火曜日午前 0 時から 4 週前の火曜日午後 1 時 59 分まで

2) オンラインウィズドロー受付期間

起算日の 11 週前の火曜日午前 0 時から 3 週前の火曜日午後 1 時 59 分まで

3) レイトウィズドローとなる期間

起算日の前週火曜日 14 時以降、自分の試合開始前まで

4～6, 10～13 条追加による項目番号修正

(参加申し込みと申し込みの取り消し)

第 14 条

1. JTA ジュニアランキング対象大会に参加を希望する選手は、自らの責任において出場しようとする大会の要項を確認し、大会要項の内容を十分に理解した上で、参加申し込み（以下「エントリー」という。）を行わなければならない。

2. JTA ジュニアランキング対象大会のエントリーは、原則として JTA プレーヤーゾーンからオンラインにてエントリーを行わなければならない。

3. JTA プレーヤーゾーンでのオンラインエントリーおよびウィズドローの受付は、「第 13 条トーナメント運営日程の統一」に定める日程で行う。

4. ただし、JTA 公式トーナメント管理規程第 11 条および JTA ジュニアランキング対象大会管理細則第 7 条の参加資格以外に独自の参加資格の制限を設けている大会（クローズド大会という）については、JTA プレーヤーゾーンによるエントリー受付は任意とする。

5. エントリーできる種目には、選手の年齢に応じ、別表 5 に示す制限を設ける。

6. ランキングポイント算入には、選手の年齢に応じ、別表 5 に示す一定の制限を設ける。

7. A1 大会につながる地域・都府県テニス協会主催の予選大会は、所属する団体の属する地域・都府県 1 箇所から、年 1 回のみ申し込むことができる。

8. 選手は、要項等に示されている場合は複数の大会に申し込むことができるが、選手がプレーできる大会は 1 大会とする。

9. プレーしない大会の申込の取り消し（以下「ウィズドロー」という。）を、期限までにしなければならない。

10. ウィズドローの期限は、大会要項等に記載された期日、またはドロー会議前日とする。

第 19 条から移動・プレーヤーを選手に統一

（ダブルエントリー）

第 15 条

本戦の日程（要項において種目別に本戦日程が明記されている場合は、種目ごとの日程が基準となる）が 1 日以上重複する 2 つ以上の JTA ジュニアランキング対象大会にエントリーし、ウィズドローデッドライン以降、2 つ以上の大会のアクセプトンスリストに名前が載った場合は、コード違反としてペナルティの対象となる。さらに、ドローに名前が載った選手はダブルエントリーとなり、ただちに該当するトーナメントのすべての種目について失格となる。ただし、A 大会に繋がるクローズド大会（地域・都道府県予選大会）とオープン大会については失格とならず両大会とも 0 ポイントとする。

トーナメント開始後、ダブルエントリーが判明した場合は、そのトーナメントにおける当該選手の全ての記録と資格を抹消するが、相手選手の記録はそのままとする。

1. ダブルスのペアの一方がダブルエントリーとなり、もう一方の選手はダブルエントリーになっていない場合は、ダブルスペアとしての記録抹消と資格剥奪に関してのみ同じ処分を受ける。

2. 日程が重複するトーナメント同士であっても、以下の組合せの場合は、ダブルエントリーの対象外とする。

① JTA ジュニアランキング対象大会と、国内で開催される ITF・ATF 公認国際ジュニア大会

- ② JTA ジュニアランキング対象大会と学校大会等、要項等で日程の重複が認められた大会
3. ダブルエントリー対象外となる同一大会の2つ以上のランキングポイント対象大会に出場したとしても、その中で最もポイントが高い大会1大会分以外のポイントは加算されない。
4. 日程が重複するが、ダブルエントリーの対象外となる大会に複数エントリーし、プレーすることはできるが、先にプレーした大会が優先される
5. 日程が重複する JTA ジュニアランキング対象大会と、国内で開催される ITF・ATF 公認国際ジュニア大会にエントリーする選手は、事前に両大会レフェリーにその旨報告しなければならない。

4～6, 10～14条追加による項目番号修正

(選手の実力評価)

第16条

出場選手選考に関する選手の実力評価は、エントリー締め切り時点における JTA の発表する最新ジュニアランキングに基づく。シングルス・ダブルス共に予選および本戦のアクセプタンスリスト並びにシード順位は、アクセプタンスリストで使用したランキングに基づき上位者から決められる。ただし、ランキングのない選手の実力評価は大会選考委員会で決定する。

1. A大会

A大会 本細則第22条（シード選手および補欠選考方法）によるものとし、JTA ジュニアランキングを参考とする。

2. B・C大会

大会要項に示された方法に基づき主催者が行う。

3. D大会

本細則「16. シード選手及び補欠選考規則」によるものとし、原則として JTA ジュニアランキングに基づき選考する。

1. A 区分大会

① A1 大会

本細則第16条「シード選手及び補欠選考規則」によるものとする。

② A2 大会

大会要項に示された方法に基づき主催者が行う。

2. B 区分大会

大会要項に示された方法に基づき主催者が行う。

4～6, 10～14 条追加による項目番号修正

(大会主催者の義務)

第 17 条

各大会主催者は、本細則の目的を達成するために、最良の大会を開催する責任を負うものとする。また、主催者は、本細則および JTA 公式トーナメント管理規程に精通すると共に、JTA 公式トーナメント管理規程第 22 条に定める規定のほか、次の義務を果たさなければならない。

1. レフェリーには、JTA 公認レフェリーもしくは、JTA が特別に認めた者を任命しなければならない。スーパーバイザーは、JTA 公認レフェリー資格と共に、十分なレフェリー経験を持つ者を任命しなければならない。
2. 本戦の全試合に主審を任命することが望ましい。準決勝および決勝には主審を任命しなければならない。その主審は JTA 公認審判員でなければならない。
3. 審判員を 1 名しか任命できない場合は、その 1 名は主審を担当するものとし、その主審は JTA 公認審判員でなければならない。
4. 主審しか任命できない場合は、「チェアアンパイアがつく試合方法 ソロチェアアンパイア (SCU)」方式を採用してもよい。
5. セルフジャッジで行う試合には、ロービングアンパイアをコート状況に応じ適宜配置しなければならない（最低 4 面に 1 名）。
6. 大会開催中は、以下のとおり大会関係者（選手含む）の安全に万全を期さなければならない。
 - ア) 可能な限り、ドクターまたはトレーナーを常駐させる。
 - イ) 前のアが不可能な場合は、最寄りの医療機関と連携し、緊急時に即応できる体制を整えなければならない。
 - ウ) 必要品が完備された救急箱を常置しなければならない。

1. A 区分大会

- ① レフェリーには、JTA 公認 B 級レフェリー以上、もしくは、JTA が特に認めた者を任命しなければならない。
- ② 本戦の全試合に主審を任命することが望ましい。準決勝および決勝には主審を任命しなければならない。その主審は JTA 公認審判員でなければならない。
- ③ 審判員を 1 名しか任命できない時は、その 1 名は主審を担当するものとし、その主審は JTA 公認審判員でなければならない。

④ 主審しか任命できない場合は、「チェアアンパイアがつく試合方法—ソロチェアアンパイア (SCU)」方式を採用してもよい。

⑤ SCU方式を採用しない場合は、ロービングアンパイアをコート状況に応じ適宜配置しなければならない。

2. B 区分大会

「A 区分大会」に準ずる。

4～6, 10～14 条追加による項目番号修正

(JTA ジュニアランキング対象大会の管理)

第 18 条

1. A 区分大会

JTA は、「A 区分大会」主催者が承認申請書どおりに大会を運営しているかを点検するなどの管理を行う。

2. B 区分大会

地域・都道府県テニス協会は、「B 区分大会」主催者が承認申請書どおりに大会を運営しているかを点検するなどの管理を行う。

1. A 大会

JTA は、大会主催者が申請した内容および規則どおりにトーナメントを運営しているかの管理を行う。

2. B 大会

地域テニス協会は、大会主催者が申請した内容および規則どおりにトーナメントを運営しているかの管理を行う。

3. C 大会

都道府県テニス協会は、大会主催者が申請した内容および規則どおりにトーナメントを運営しているかの管理を行う。

4. D 大会

JTA・地域・都道府県テニス協会は、大会主催者が申請した内容および規則どおりにトーナメントを運営しているか、以下の大会カテゴリーにおいて、それぞれ管理を行う。

① JTA・地域テニス協会主催のオープン大会：JTA

② 都道府県テニス協会主催のオープン大会およびその他のオープン大会：地域テニス協会

③ グレード 16・17：都道府県テニス協会

5. JTA は点検のためのチェックリストを作成し、当該テニス協会に配付する。

4～6, 10～14 条追加による項目番号修正

(トーナメントディレクター・レフェリー会議の招集)

第 19 条

本細則に定める目的を達成するために、また、本細則を円滑に運用するために、JTA は適宜、JTA ジュニアランキング対象大会主催者代表と JTA 関係者によるトーナメントディレクター・レフェリー会議を招集することができる。

条番号修正、ジュニアナショナルチーム関係の規定を削除し大会 WC として運用

(A1 大会におけるワイルドカード)

第 20 条

A1 大会のワイルドカード（以下「WC」という。）については、以下のとおり定める。

1. 対象選手

① ジュニアナショナルチームの選手で、地域予選大会（MUFG ジュニアの場合は都道府県予選）に出場していない選手を対象とする。地域予選に出場した場合は、その地域予選結果を優先し、WC の権利を失う。

② JTA 公式事業として行われる強化・育成活動に参加することにより、当該大会の都府県あるいは地域予選大会に参加できなかった選手を対象とする。

③ RSK ジュニアにおいて岡山県テニス協会が選出した選手（男女各 1 名）、中牟田杯において九州テニス協会が選出した選手（男女各 1 名、男女各 1 組）。

④ ジュニアナショナルチームの編成と WC 対象大会は、別表 4 のとおりとし、詳細は別途定める ジュニアナショナルメンバー選考基準 による。

2. 対象大会

① 年間の強化 育成 計画に基づき、WC を使用し、出場させる A1 大会（複数の年齢カテゴリーがある場合はその年齢区分も含める）は、JTA 強化 育成 本部によって決定される。

② 前項（1. 対象選手）の②と③に該当する A1 大会

3. 手続き

- ① 年間計画と WC 使用の決定は、推薦書により、ナショナルチームから、選手、所属団体（ホームコーチ）、地域協会および都府県協会に対して通知される。
- ② 申込締め切り日の 1 週間前までに大会ディレクター宛に「WC 申請書」を提出することとする。
- ③ 申請者がいない場合でも、確認のため「WC 申請者なし」と前項と同じ手続きを必要とする。
- ④ 計画等に急遽変更が生じた場合は、事前に選手およびホームコーチと相談し、関係者にその旨を通知する。

4. 特例事項

14 条 1 項に該当しない選手であっても、海外活動が中心で国内実績が少ないなどの事情があり、相応の実力が見込まれる場合等は、JTA が特別に推薦することができる。その際 JTA は、「推薦理由書」を添付して、申込締め切り日の 1 週間前までに、大会ディレクターに提出する事とする。最終的には第 17 条に定める選考委員会でその是非を決定するものとする。

5. 国内で開催される国際大会へのナショナルチーム推薦の WC について

申込締め切り日の 1 週間前までに、順位をつけて大会ディレクター宛申し込むこととする。

4～6, 10～14 条追加による項目番号修正

(ドント方式)

第 21 条

「過去 3 大会の各地域別の成績」に基づく選考時における実力評価および地域別割当数算出方法を以下のとおり定める。

1. ポイント表

(省略)

2. 初戦敗退のポイントについて

初戦敗退の場合は、ポイント 0 点とし加算しない。

3. BYE の扱い

1 回戦 BYE の組合せが生じる場合は、次のように扱う。(48、24 ドローの例)

(図省略)

4. ドント方式による配分数の地域への割り当て

- ① 地域毎に過去 3 大会の地域別成績からポイント表を基にポイント化した総得点（基数）を算出する。

- ② 基数を基にドント配分表を作成し、ドント方式により（ドロー数）－（WC）－（地域枠）＝配分数を各地域に配分する。
- ③ 同点の場合は、基数の小さい地域から配分する。
- ④ ③②において基数も同点の場合は、抽選とする。

（表、計算例省略）

4～6, 10～14 条追加による項目番号修正、プレーヤーを選手に統一、オルタネイトとして選考される選手の人数を明記

（A1 大会シード選手および補欠選考方法）

第 22 条

国内ジュニア大会のシーディングについて、下記の条項を原則とする。

1. シード順位については大会の選考会議の時点での最新の JTA ジュニアランキングに基づいて行う。
2. シード順位には、ITF ランキングおよびジュニアグランドスラム大会等の戦績を反映する。その対象となる最低ラインの範囲（順位、戦績）は、ナショナルチームが責任を持って、時宜、見合った判断をした上で提案する。
3. シード順位は上記 2 項を考慮し選考の上、決定する。

例外として、JOC ジュニアオリンピックカップについては別途大会要項記載のとおりとする。

3. 4. 補欠、オルタネイト（A/Alternate）選手の選考

補欠選手は、地域予選に該当する大会（MUFG は都道府県予選）に出場し、エントリー締め切り日までに要項に記載の方法で申し込みをしたが、本戦（予選）リストに受け入れられなかった選手のうち、地域予選の結果に基づく地域・都道府県推薦リストに名前および推薦順位が記載された上位 3 名の選手プレーヤーとする。

- ① 補欠、オルタネイト（A/Alternate）の順位は、アクセプタンスリストで使用したランキングに基づき上位者から決められる。
- ② ランキングのない選手の順位は、最新の記録を基にして、大会選考委員会が決定するが、それが困難な時は抽選で決定する。
- ③ 予選または本戦の欠場者が出た場合は、随時ランキング上位者から予選または本戦へ自動的に繰り上がる。
- ④ ウィズドローしない限り、繰り上がった選手はドローに名前が記載される。出場の意思がない選手は必ず要項に記載のウィズドロー期限までにウィズドローしなければならない。

⑤ 試合当日に会場へ来なかった場合は、ノーショーとしてペナルティの対象となる。

⑤ 補欠、オルタネイトリストに名前が載った選手で、出場を希望する選手はサインインをしなければならない。サインインは指定された時刻までに、指定された場所で行われ、自身でサインしなければならない。サインイン指定時刻への遅刻はいかなる理由も認められない。

⑥ A† 大会では、オンサイト・オルタネイト（OSA/On-Site Alternate）は行わない。

4～6, 10～14 条追加による項目番号修正、組織改編による名称変更

(A† 大会選考委員会)

第 23 条

1. 構成

① 大会ディレクター

② 大会レフェリー

③ 国内大会委員会ジュニア大会専門部代表

④ ナショナルチーム代表

⑤ 国内大会委員会一般大会専門部代表

2. 選考委員会の議長は大会ディレクターが務める

第 15 条へ移動

第 19 条（ダブルエントリー）

本戦の日程が 1 日以上重複する 2 つ以上の JTA ジュニアランキング対象大会のドローに名前が載ったプレーヤーはダブルエントリーとなり、ただちに該当するトーナメントのすべての種目について失格となる。トーナメント開始後、ダブルエントリーが判明した場合は、そのトーナメントに於ける当該プレーヤーの全ての記録と資格を抹消するが、相手選手の記録はそのままとする。

1. ダブルスのペアの一方がダブルエントリーとなり、もう一方の選手はダブルエントリーになっていない場合は、ダブルスペアとしての記録抹消と資格剥奪に関してのみ同じ処分を受ける。

2. 日程が重複するトーナメント同士であっても、以下の組合せの場合は、ダブルエントリーの対象外とする。

① JTA ジュニアランキング対象大会と、国内で開催される ITF・ATF 公認国際ジュニア大会

② JTA ジュニアランキング対象大会と学校大会等、要項等で日程の重複が認められた大会

3. ダブルエントリー対象外となる同一大会の2つ以上のランキングポイント対象大会に出場したとしても、その中で最もポイントが高い大会1大会分以外のポイントは加算されない。

4. 日程が重複するが、ダブルエントリーの対象外となる大会に複数エントリーし、プレーすることはできるが、先にプレーした大会が優先される

5. 日程が重複する JTA ジュニアランキング対象大会と、国内で開催される ITF・ATF 公認国際ジュニア大会にエントリーする選手は、事前に両大会レフェリーにその旨報告しなければならない。

第4条からの移動に伴い条番号修正

T システムの利用の詳細は、公式トーナメント管理規程に統一させる

(IT システムの利用)

第24条

JTA 公式トーナメント管理規程第29条に準ずる。

IT システムの利用については、JTA 公式トーナメント管理規程 JTT、J1、J2 大会管理細則に準ずる。ただし、JTA ジュニアランキング対象大会については、JTA プレーヤーゾーンにおけるオンラインエントリー及びオンラインウォズドローは2026年導入予定とする。

条番号修正

(改廃)

第25条

この細則の改廃は、常務理事会の議決を経て行う。

附則

1. この細則は、平成30年4月1日より施行する。
2. この細則の施行により JTA ジュニア大会管理規程（常務理事会決議規則）は廃止される。

令和元年7月24日 改定

令和4年1月14日 改正

令和7年1月14日 改正

令和7年9月10日 改正

P90 日本ベテランツアー（JVT） 管理規程

規程から細則に変更、タイトルの空白を削除

3—日本ベテランツアー（JVT） 管理規程細則

（名称）

第1条

タイトルの空白を削除

（目的）

第2条

第5条のJVTのグレードを第3条に記載、参加資格については別の条項に移動し明記、タイトルの空白削除

（定義）

第3条

JVTは、JTAの公認を受けJTAの公式カレンダーに記載された、次の第一項に該当するベテラン公認トーナメント大会をいい、各大会トーナメントは年齢別種目に分けて行われる。ただし、JTA主催大会以外の個々の大会において「全日本」「全国」「JAPAN」「公式トーナメント」という名称を使用してはならない。JVTの各トーナメントには、その権威、歴史、出場選手のランキングおよび出場選手数等を考慮してグレードを設けるが、具体的には「ベテランJOP ランキング細則」に定める。

参加資格

- 1) JVT出場者は、30歳以上の男女で、JTA、地域テニス協会、都府県テニス協会およびその加盟団体に加盟し、原則として、出場する大会の参加申込み締切日までに、JTA選手登録またはプロフェッショナル登録をした者とする。
- 2) JTA選手登録をしていない選手の出場可否については、主催者の裁量に委ねる。
- 3) 外国に在住する外国人の参加については、JTAへ直接参加申込みをし、その承認を得た者とする。ただし、その受入れについては、主催者の裁量に委ねる。

対象 大会 トーナメント

- (1) J T A が主催する 大会 トーナメント。
- (2) 地域テニス協会が主催する地域選手権 大会 トーナメント。
- (3) 地域テニス協会が主催する前項 2) 以外の 大会 トーナメント。
- (4) 都道府県テニス協会が主催する選手権 大会 トーナメント。
- (5) 都道府県テニス協会加盟団体（郡市区町村テニス協会または連盟、自治体、報道機関、各種テニス団体、企業等）が主催する 大会 トーナメント。
- (6) 日本スポーツマスターズ・テニス競技。

2 対象 大会 トーナメント の条件

- (1) 前項 (2) ～ (5) 号の各 大会 トーナメント は JTA の公認を得なければならない。
- (2) 前項 (2) および (3) 号の各 大会 トーナメント は、年齢別種目が、原則として前項 (1) の全日本ベテランテニス選手権と同じでなければならない。
- (3) 前項 (4) および (5) 号の各 大会 トーナメント は、原則として前号 (2) に準ずるが、男女合計または男女各々で 6 種目以上を募集しなくてはならない。

3 種目の年齢定義

種目は年齢に下限を設けるが、出場選手は、その満年齢が、大会 トーナメント 開催年の 12 月 31 日までに、その種目の下限年齢に達していればよい。

* 〔例〕「45 歳以上」の種目に出場する選手で、その年の年末が 45 歳の誕生日であっても、その年に行われる「45 歳以上」の種目に出場できる。

第 14 条へ移動のため削除

—(IT システムの利用) ※ 2026 年度より運用開始予定

第 4 条

主催者は、JTA が管理・提供する IT システムを活用して大会運営を行う。このシステムを用いて提供される仕組み全体を「JPIN (ジェーピン)」と称する。JPIN の各システムの名称および説明は以下の通り。

—(1) 選手向けウェブサイト (呼称：JTA プレーヤーゾーン、
URL： <http://jta.tournamentsoftware.com/>)—

大会情報の閲覧、試合結果の閲覧、ランキングの閲覧、オンラインエントリーおよびウィズドローの受付等、JTA 公式大会に出場する選手向けの各種情報とサービスを提供するウェブサイト。

—(2) 大会運営用ソフトウェア (呼称：JTA トーナメントプランナー) JTA プレーヤーゾーンからの参加希望選手のデータダウンロード、アクセプタンスリストの作成、ドロー作成、オーダー・オブ・プレー作成、各試合の結果入力、JTA への大会結果報告、JTA プレーヤーゾーンへの情報アップロード等、レフェリー業務を行うためのソフトウェア。

※ 詳細は「JTT,J1,J2 大会管理細則」の関連条項を参照。

第 3 条に内容を記載のため削除

—(JVT のグレード)—

第 5 条

JVT の各大会には、その権威、歴史 (伝統)、出場選手の質 (ランキング)、出場選手数等を考慮してグレードを設けるが、具体的には、本書に記載の「ベテラン JOP ランキング細則」に詳述する。

タイトルの空白削除、申請手続きの内容を修正

(申請)

第 4 条

~~JVTとしてJTAの公認を得たい主催者は、所定の申請書に必要事項を記載し申請する。~~

~~1) 第4条2)～4)項の主催者は、大会開催前年の10月31日までにJTA宛に申請する。~~

~~2) 第4条5)項の大会を初めて開催する主催者は、まず、開催場所のある都道府県テニス協会へ承認の申請をする。承認した都道府県テニス協会は、開催日の3ヵ月前までにJTA宛に公認を申請する。翌年も開催する場合は、本項の手続きを踏んで、その年の11月30日までに公認を申請する。~~

JTA所定の申請方法にて、大会開催前年度の11月30日までに、JTA宛てに申請する。また、JTA公式トーナメント管理規程第9条の定めに従いJTAに承認料を納付するものとする。

一般に統一のため条項を削除

~~(承認)~~

第7条

~~期限内にJTAに届いた申請書について、JTAは承認の可否を判定する。~~

~~2. 第3条第1項(8)号の大会については、JTAに申請書が届いた時点で、すでに都道府県テニス協会の承認を得てはいるが、JTAで申請書内容を点検した上で公認となる。~~

~~(公認の取り消し)~~

第8条

~~JTAに申請された内容と、大会の実態に相違があることが分かった場合で、その相違が生じたことによりその大会の趣旨や意義が喪失または変質したと判断された場合、JTAはその公認を、大会開催の前後に関わらず取り消すことがある。~~

~~(大会の取り止め)~~

第9条

~~JTAに公認され、カレンダーに発表されたトーナメントは、原則として、その大会の開催を取り止めてはならない。~~

~~やむを得ない事情により大会開催を取り止める場合は、主催者はその旨を速やかにJTAに通知し、JTAの承認を得る必要がある。~~

~~(日程の調整)~~

第10条

大会の日程は、原則として主催者の申請により決定されるが、他の大会と重複する等その必要が生じた場合、JTAにおいて、調整を図るものとする。

—(期限後の申請・変更)—

第11条

申請書提出期限後の申請は、日程、規模、内容等を考慮の上、公認することがある。また、申請した内容に変更が生じた場合は、JTAに速やかに連絡しなければならない。

—(大会承認料)—

第12条

次号(2)以外のJVTについては、原則として、承認料は徴収しない。ただし、別途その必要が生じた場合は、JTAでその都度審議の上、決定する。

2. 第3条第1項対象大会(5)号の主催者は、JTAに対して、承認料10,000円(税別)/1大会を支払わなければならない。これを基に、JTAは当該大会を承認した都道府県テニス協会に3,000円(税別)/1大会を支払う。

—(承認料の返還)—

第13条

主催者がJTAに支払った公認料は、公認申請が却下された場合を除き、返還されることはない。

—(選手の扱い)—

第14条

主催者は、参加申し込み条件および出場について、参加選手を大会管理規程、諸規則に基づき、参加申込みから大会終了までのすべてについて、参加選手を公平に扱わなければならない。

~~(参加料)~~

~~第 15 条~~

~~主催者は、その大会への出場者から参加料を徴収することができる。~~

~~2 主催者は、選手によってその参加料の額を差別してはならない。~~

~~3 参加料を徴収する大会主催者は、その額、支払い方法などをあらかじめ開催要項等に明記しなければならない。~~

~~4 参加料徴収は主催者の責任で行われ、JTA はこれに一切関与しない。~~

~~5 JTA が指定するワンコイン制度適用大会では上記の参加料に加えて、主催者は 100 円をワンコイン制度として 1 種目 1 エントリーごとに徴収し、ワンコイン制度資金として、大会終了後 1 週間以内に所定の報告書を添え JTA に納めなければならない。~~

~~(参加料に関する選手の義務)~~

~~第 16 条~~

~~主催者の定める方法に基づき、参加料を支払わなければならない。~~

~~2 出場を取り消した場合の参加料の返還については各大会要項に従う。~~

第 3 条（定義）に記載があった参加資格を条項として明記

(参加資格)

第 5 条

1) JVT 出場者は、30 歳以上の男女で、JTA、地域テニス協会、都府県テニス協会およびその加盟団体に加盟し、原則として、出場するトーナメントの参加申込み締切日までに、ベテラン選手登録またはプロフェッショナル登録をした者とする。

2) ベテラン選手登録をしていない選手の出場可否については、主催者の裁量に委ねる。

3) 外国に在住する外国人の参加については、JTA へ直接参加申込みをし、その承認を得た者とする。ただし、その受入れについては、主催者の裁量に委ねる。

第 27 条から記載箇所の変更、軽微な文言の修正

(大会トーナメント日程の調整)

第 6 条

トーナメントの日程は、原則として、主催者が決定する。ただし、JTA が問題ありとした場合は、調整することがある。

2 天候等やむを得ない事情による日程は 1 日だけ自動的に延長できる。ただし、JTA の承認があれば更に延長でき、場合によっては、残った試合を別の期日に行うことができる。

なお、要項の トーナメント 日程には予備日を設定することができる。

3 天候等やむを得ない事情で大会をキャンセルした場合は、終了したところまでのランキングポイントが選手に与えられる（決勝戦が中止となった場合は両選手に 2 位のポイントが与えられることになる）。

文言の修正

（ドローの規模）

第 7 条

JVT におけるドローの最低数は 4 とする。4 ドローに満たない大会 トーナメントは公認しない。（ただし、E1 ～ F2 の トーナメントについてはドロー数が 3 であっても承認する）。また、全日本ベテランテニス選手権については要項に準ずる。

2. 主催者は、大会 トーナメント期間、使用するコート面数等の事情によっては、ドロー数に上限を設けてもよい。ただし、それを設ける場合は次条（ドローの構成）に従わなければならない。

3. 全日本ベテラン選手権選考対象大会 トーナメントのうち、第 3 条第 1 項対象大会 トーナメント (1) ～ (5) 号の トーナメントにおいて、原則最低 4 ドローは確保する事。（4 ドローはトーナメントで行うこと。）ただし、当分の間 3 ドローでも可とするが、リーグ戦（ラウンドロビン）を行うこと。

4. JVT において、参加数が申込締切時点では最低数に達していても、ウィズドローにより最低数を満たさなくなる場合は以下の措置をとる。

（1） ドロー作成以前にウィズドローがあり、最低数に満たなくなった場合、当該種目は不成立とする。

（2） ドロー作成後、当該種目の開始日以前にウィズドロー申請があり、最低数を満たさなくなった場合、大会レフェリーが判断し、当該種目の成立、不成立を決定する。

（3） ウィズドローを認め当該種目が不成立の場合、主催者は速やかに全参加者に通知し参加料を全額返却（ウィズドロー選手を除く）する。

（4） 諸条件によりウィズドロー不可の場合、当該種目は成立とし、全員にベテラン JOP が付与される。

文言の修正

(ドローの構成)

第 8 条

ドロー数に上限を設ける J V T におけるドローの構成は、本 **規程** 細則 別表のとおりとする。ただし、全日本ベテランテニス選手権については別に定める。

一般と同様の記載内容を追加

(トーナメント要項)

第 9 条

原則として、トーナメント要項は主催者がトーナメント本戦の 3 カ月前までに JTA に提出の上、大会主催者が発表する。

一般と同様の記載内容を追加

(大会週)

第 10 条

本戦初日が月～木曜日なら同じ週、本戦初日が金～日曜日なら次の週を大会週とする。

週の数え方は、最初の木曜日を含む週をその年の第 1 週とすることを基本とするが、ATP/WT A/ITF の国際カレンダーに倣う。週の始めは月曜日とする。

一般と同様の記載内容を追加

(起算日の設定)

第 11 条

トーナメント運営日程に関する各種期日を統一するための「起算日」を以下のとおり設定する。

1) 大会週の前週土曜以降に予選を開始する大会、または予選がない大会

大会週の月曜日を起算日とする。

2) 大会週の前々週の土曜以降から前週の金曜以前までに予選を開始する大会

大会週の前週の月曜日を起算日とする。

3) 大会週の前々週の金曜以前までに予選を開始する大会

適切な起算日は、事前に JTA 国内大会委員会ベテラン大会専門部の承認を得て設定する。

(トーナメント運営日程の統一)

第 12 条

第 11 条に定める起算日を基準として、トーナメント運営上の各種締切日を以下のように統一する。

1) オンラインエントリー受付期間

起算日の 11 週前の水曜日午前 0 時から 3 週前の水曜日午後 1 時 59 分まで

2) オンラインウィズドロー受付期間

起算日の 11 週前の水曜日午前 0 時から前週の水曜日午後 1 時 59 分まで

3) レイトウィズドローとなる期間

起算日の前週水曜日 14 時以降、自分の試合開始前まで

競技規則に記載のあった試合方法を本細則に記載

(試合方法)

第 13 条

ルールオブテニスで認められた試合方法が原則認められるが、JTA に申請し承認を得られた場合は要項に記載された試合方法が認められる。

軽微な文言の修正

(予選の開催)

第 14 条

第 8 前条で定められた予選を行うか否かは主催者の裁量に委ねられるが、いずれの場合も、主催者は、あらかじめ、開催要項にその旨を明記しなければならない。

- (1) 予選を行う場合は、予選各セクション（枠）のドロー数は主催者が決定する。
また、その予選は本戦開始日に先立つ、4 週間以内に行わなければならない。
- (2) 予選を行わない場合は、その勝ち上がり枠は本戦直接受諾者（DirectAcceptance, 以下 DA）で埋められる。

ベテランの競技規則の統一化に伴い削除

(競技規則 JVT の管理)

第 15 条

JVT JVT では、本書に定める「JTA 公式トーナメント競技規則」、ならびに「JVT 競技規則」が適用される。

競技規則に記載のあった内容を本細則に記載

(チェアアンパイアのつかない試合および SCU 方式について)

第 16 条

JTA ルールブック第 6 部に記載の「チェアアンパイアのつかない試合方法」および「ソロチェアアンパイア (SCU) 方式」は JVT ではすべてルールとして扱う。

記載内容の削除

~~(ランキング資料)~~

~~第 21 条~~

~~JVT に出場した選手の成績は、ベテラン日本オフィシャルポイントランキングの資料とする。~~

大会運営に必要な AED の明記、統一化できた記載内容の削除

(主催者の義務)

第 17 条

主催者は、大会 トーナメント 開催中、以下のように、大会 トーナメント 関係者（選手含む）の安全に万全を期さなければならない。

- (1) 可能な限り、ドクターまたはトレーナーを常駐させる。
- (2) 前号 (1) が不可能な場合は、最寄りの医療機関と連携し、緊急時に即応できる体制を整えなければならない。
- (3) 必要品が完備された AED、救急箱を常置しなければならない。

~~2 主催者は大会開催に関する財政上、運営上の全責任を負わなければならない。~~

~~3 主催者は、その大会が JVT であること、及び JTA 公認であることを、当該大会が発行するあらゆる公示物（開催要項、PR 物、プログラム、場内タイトル看板等）に明記しなければならない。~~

2 主催者は、JVT そのもの、JVT に関するシステム（ランキングシステム等）などにタイトルスポンサーがついた場合は、前 3 項記載の公示物にその名称を表示しなければならない。

記載内容の削除

~~(主催者の権利)~~

第 23 条

主催者は、その大会の広告、宣伝、ならびに販売促進のための正当な活動をする場合に限り、その大会に出場した選手の、名前、行為、肖像、声、ならびに自己の経歴等（以下肖像等と記す）を、あらゆる媒体にあらゆる形態で 사용할 ことができる。また、当該選手は、主催者のこれらの肖像等の使用に対して、いかなる対価も求めてはならないし、当該選手の相続人、遺贈者、指定遺言執行人、遺産管理人、法定代理人、ならびに被譲渡人等にも、対価を求めさせてはならない。

~~(運営委員会)~~

第 24 条

主催者は、JVT を円滑に運営するために、運営委員会（以下委員会という）を組織しなければならない。

2. 委員会の任務は、「JTA 公式トーナメント管理規程第 24 条」に定める。

（結果報告書の提出の義務）

第 25 条

主催者は、大会終了後速やかに結果報告書をベテラン委員会が指定するファイル形式のエクセル表で報告しなければならない。

（大会年度）

第 26 条

大会年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年の 3 月 31 日までとする。

記載内容の削除

（カレンダー）

第 28 条

JTA は、翌年度のすべての JVT 日程を記載したカレンダーを、12 月 31 日までに作成するものとする。カレンダーに記載された大会は、JTA が特に認めない限り、大会の取り消しや、日程を変更することはできない。

（ボール）

第 29 条

JVT 大会使用球は JTA 公認球でなければならない。

（コード）

第 30 条

JVT は、本書に定める「コード」を採用しなければならない。

~~(罰則)~~

~~第31条~~

~~この規程に違反した大会は、当該大会の試合結果がランキング資料から除外される場合や公認の取り消し、次回大会が公認されない等の処分を受けることがある。~~

第4条から移動した内容の修正

(IT システムの利用) ※ 2026 年度より運用開始予定

第418条

主催者は、JTA が管理・提供する IT システムを活用して大会運営を行う。このシステムを用いて提供される仕組み全体を「JPIN (ジェーピン)」と称する。JPIN の各システムの名称および説明は以下の通り。

~~(1) 選手向けウェブサイト (呼称：JTA プレーヤーゾーン、~~

~~URL： <http://jta.tournamentsoftware.com/>)~~

大会情報の閲覧、試合結果の閲覧、ランキングの閲覧、オンラインエントリーおよびウォズドローの受付等、JTA 公式大会に出場する選手向けの各種情報とサービスを提供するウェブサイト。

~~(2) 大会運営用ソフトウェア (呼称：JTA トーナメントプランナー) JTA プレーヤーゾーンからの参加希望選手のデータダウンロード、アタセブタンスリストの作成、ドロー作成、オーダー・オブ・プレー作成、各試合の結果入力、JTA への大会結果報告、JTA プレーヤーゾーンへの情報アップロード等、レフェリー業務を行うためのソフトウェア。~~

※ 詳細は「JTT,J1,J2 大会管理細則」の関連条項を参照。

JTA 公式トーナメント管理規程 29 条に準ずる。

修正追記 (P97-P98)

(改廃)

第 19 条

この規程細則の改廃は、理事会常務理事会の議決を経て行なう。

附則

~~全日本ベテランテニス選手権管理細則。~~

12. 日本ベテランツアー大会 開催要項作成のガイドライン。

平成 23 年 1 月 27 日 改正

平成 30 年 1 月 12 日 改正

令和 6 年 1 月 31 日 改正

令和 7 年 1 月 31 日 改正

令和 7 年 9 月 10 日 改正

修正 (P98)

(別表) 第 188 条 ドローの構成

全日本ベテランテニス選手権管理細則

本細則については、JVT 管理細則や大会要項に記載するため削除

全日本ベテランテニス選手権管理細則

P99—(参加資格)—第 1 条

参加できる選手は、(公財)日本テニス協会(以下「JTA」という。)加盟の各都道府県テニス協会加盟団体に登録し、かつ、JTA に当該年度の選手登録を行ったアマチュア、および、競技者規程によるプロフェッショナル登録者とする。

2 前年度の全日本ベテランテニス選手権を含み、同大会以降のベテラン JOP 対象大会に 1 大会以上(ダブルスはペア 2 人とも)出場し、その大会において JOP ランキング規程によるポイントを獲得したものとする。

3 外国に在住する外国人選手については、直接 JTA に参加申込みをし、その承認を得た者とする。ただし、ベテラン JOP の取得を希望する者は、JTA 公式トーナメント管理規程第 11 条(参加資格)の規定により、協会に選手登録をするものとする。

~~（実力評価基準）~~

~~第2条~~

~~参加選手の選考、シード順位は原則として「前条1. 参加資格」の条項に該当する者のうち、エントリー締切時点におけるベテラン JOP ランキングで決定される。ただし、同ポイントの場合は、抽選により決定する。~~

~~2 選考に関して特に問題が生じた場合は、選考委員会で審議決定する。~~

~~3 第1条第3項の外国人選手については、当分の間、各種目とも若干名（組）以内とする~~

~~（ベテラン JOP 対象大会）~~

~~第3条~~

~~主催及び公認ベテラン選手権~~

~~（1）全日本ベテランテニス選手権（A）~~

~~（2）関東選手権・関西選手権（B）~~

~~（3）東京毎日選手権・大阪毎日選手権・北海道選手権・東北選手権・北信越選手権・東海毎日選手権・中国選手権・四国選手権・九州選手権・グラスコート選手権（C）~~

~~（4）北海道毎日選手権・札幌オープン選手権・東日本オープン選手権・みちのくベテラン選手権・北國オープン選手権・軽井沢国際トーナメント・東京オープン選手権・東海中日選手権・愛知オープンベテラン・関西ハードコートベテラン選手権・山陽選手権・山陰選手権・四国オープン選手権・九州毎日選手権（D）~~

~~（5）都道府県選手権（E1,E2）~~

~~（6）その他ベテラン大会（F1,F2）~~

~~※（5）（6）は、ベテラン JOP 対象大会として公認された大会に限る。~~

~~※ E1 はオープン大会、E2 はオープンでない大会。~~

~~2 日本スポーツマスターズ・テニス競技~~

~~3 ITF 公認大会~~

~~（ポイント）~~

第4条

~~ポイントは、「ベテランJOPランキング規程」のベテランJOP配点表による。~~

~~（種目および参加制限数（表）に関する注意事項）~~

第5条

~~シングルス、ダブルス両種目に出場する者は、年齢の異なる種目に出場することはできない。~~

~~（改廃）~~

第6条

~~この細則の改廃は、常務理事会の議決を経て行う。~~

附則

~~この細則は、平成30年4月1日より施行する。~~

~~平成23年1月27日改正~~

~~平成23年4月1日施行~~

~~平成25年3月1日改正~~

~~平成30年1月12日改正~~

~~令和7年1月14日改正~~

JVT 大会 開催要項作成のガイドライン

追記（P101）

JVT 大会 開催要項作成のガイドライン

1. 委員会は、競技の条件の細目を決定し、所定のエントリー用紙を添付した開催要項を、エントリー締切り日 4 週間まえ前までに発表しなければならない。
2. 開催要項必要項目のガイドライン（下記の順序が望ましい）。

- (1) 大会の名称。
- (2) 大会の構成（主催者、後援者、協賛者等の名前）、および JTA 公認大会であることの明記。
- (3) 開始日および終了日（種目ごとに本戦予選ごとに）。
- (4) 会場名（コートサーフェスの種類を明記。天候により屋内コートへ移る可能性がある場合はそのサーフェスも明記）。
- (5) 使用球（1 試合にいくつ使うか。ボールチェンジがある場合はその方法の明記）。
- (6) 種目および種目ごとのドローの規模と構成。
- (7) 競技方法（方式、試合方法、審判方法、採用する規程・規定・規則類等の明記）。
- (8) 賞品。
- (9) 参加資格。
- (10) 参加料 （JPIN 運用経費 400 円（税別）を含む）。
- (11) エントリー方法（方法、締切り日、申込み先、参加料支払い方法等の明記）。
- (12) 出場選手選考日（日時、場所等の明記）。
- (13) ドローの作成日時・場所（種目ごとに本戦予選ごとに）。
- (14) 上記（12）項および（13）項に関する結果の発表方法。
- (15) その他、主催者が公示を必要とする事項（オフィシャルホテル、選手の輸送方法、パーティ等）。
- (16) 下記を必ず明記
 - (ア) 本要項は、天候等やむ得ない事情により、変更されることがあります。
 - (イ) **JTA ベテラン**選手登録未登録者またはプロフェッショナル登録未登録者で、登録申請中の選手は、エントリー用紙に必ず登録料支払い済みの振込用紙のコピーを添付してください。
- (17) ディレクターとレフェリーの氏名。
- (18) 必ず、当該開催要項発表年月日を明記。